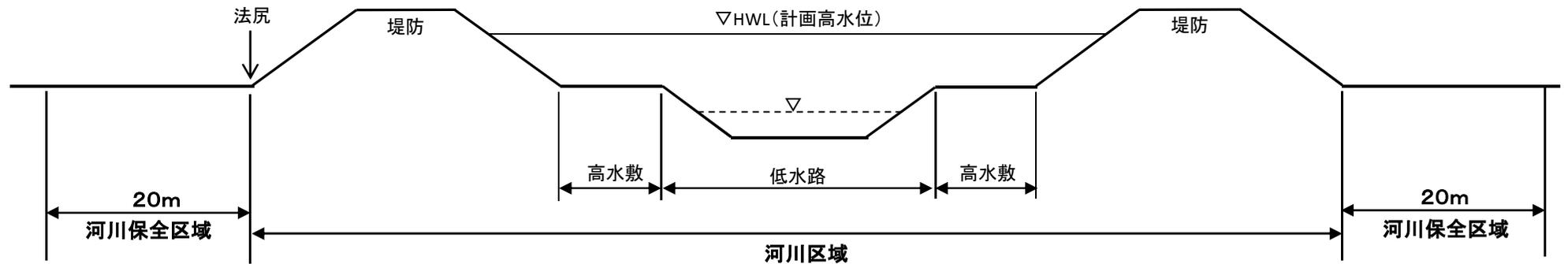


河川保全区域について

※河川保全区域に指定された土地には規制があります。

- 富山河川国道事務所が管理する一級河川(小矢部川は除く)の河川保全区域は、河川区域から20m以内です。
- 河川保全区域の指定は、堤防や護岸に隣接する土地が河川管理者に何の断りもなく掘削されたり、重量建造物や漏水の恐れのあるものが設置されると、河川管理施設や河岸の保全に支障となることがあります。そこで、河川区域以外の土地であっても一定の行為を制限する必要があるときに、区域を限って河川保全区域の指定を行っています。



【河川保全区域内において許可が必要な行為】

- 土地の掘削、盛土または切土その他土地の形状を変更する行為
- 工作物の新築又は改築

【河川保全区域内における行為で許可を要しないもの】

- 耕うん
- 河川管理施設の敷地から5mを超える土地については、次の行為は許可を必要としません。
 - ①堤内の土地における地表から高さ3m以内の盛土(堤防に沿って行う盛土で堤防に沿う部分の長さが20m以上のものを除く。)
 - ②堤内の土地における地表から深さ1m以内の土地の掘削又は切土
 - ③堤内の土地における工作物(コンクリート造、石造、れんが造等の堅固なもの及び貯水池、水槽、井戸、水路等水が浸透するおそれのあるものを除く。)の新築又は改築

※耕うんを除いて、河川管理施設の敷地から5m以内で行われるものについては許可が必要です。これは河川管理施設にごく近い土地では軽微な行為であっても、その保全に支障となるおそれがあるため許可が必要です。

